



- 《現状》
- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。  
 (「株式」の勧誘: 第一種金融商品取引業者 ~ 兼業規制あり、最低資本金5,000万円)  
 (「ファンド」の勧誘: 第二種金融商品取引業者 ~ 兼業規制なし、最低資本金1,000万円)
  - 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

- 少額<sup>(注1)</sup>のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準<sup>(注2)</sup>を引下げ。(第29条の4の2、政令)
- 非上場株式の勧誘を、少額<sup>(注1)</sup>のクラウドファンディングに限って解禁。(自主規制規則)

投資者保護のための  
ルールの整備

- 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。  
 (第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)

(注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

(注2) 第一種金融商品取引業者: (現行)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者: (現行)1,000万円 ⇒ 500万円。